

農林水産ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項

令和元年 12 月 2 日
農林水産ワーキング・グループ
座長 佐久間 総一郎

我が国の農林水産業の成長産業化とこれを通じた地域創生に向けて、イノベーションや多様な人材を取り込み、スマート農林水産業の推進など先端技術の導入、投資、規模拡大、手続の簡素化・デジタル化等を通じて生産性及び付加価値を向上させる必要がある。特に、付加価値の向上のためには、流通、加工などの産業との連携を通じて海外市場も含めた市場ニーズに応じた生産が行われるとともに、適正な取引が推進されるよう環境を整備する必要がある。

また、農林水産業の持続的発展のためには、農林水産業における自らの将来展望が描けるような環境を整備することにより、若者の参入を得ることが必要である。

このような問題意識に基づき、農林水産ワーキング・グループは、以下の事項を中心に、規制改革実施計画の実施状況をきめ細かくフォローアップするとともに、規制・制度の総点検を行う。

＜今期の主な審議事項＞

(1) 若者の農林水産業への参入の促進

- ・法人経営を始めとする農業者への支援制度の検証と見直し等

新規就農者に対して最長5年間交付される農業次世代投資事業を始めとした資金支援の期間終了後も農業経営を継続することができるよう、経営安定及び拡大に向けた新規就農者に対する支援施策の総点検を行う。

(2) スマート農林水産業

- ・農業機械の自動走行に係る規制の見直し等

自動走行トラクターの市場投入を受け、農業機械の圃場内や圃場間の効率的な自動走行を可能とするために、必要な環境の整備を行う。

- ・農業機械・システムのデータの共有化等

農業者が製造者の異なる複数の農業機械や営農支援システムを使う場合においても、農業者が自身の農業データ（圃場地理・作業履歴等）を効果的に利用することができるよう、必要な環境の整備を行う。

- ・農林水産業における手続簡素化と電子化の推進

スマート農林水産業の推進の大前提として、農林水産業において、行政手続な

どの添付書類の削減を始めとした手続簡素化及び電子化を推進する。

<重点的フォローアップ事項>

(1) 新規就農支援

- ・ 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

農業で起業する若者を始め、農業者が成長段階に応じ資金調達を円滑に行うための課題やニーズについて確認を行う。

- ・ 新規就農者向け資金支援に関する官民のイコールフットィング

農業者を指し、研修を受ける者に対する農業次世代人材投資事業（準備型）については県農業大学校等での研修を受ける者に対し最長2年間の資金支援を行っているが、民間研修機関での研修には交付されない。官民のイコールフットィングを図るための必要な見直しの実施状況について確認を行う。

(2) 農協改革

- ・ 信用事業の健全な持続性確保

J Aグループの信用事業の健全な持続性を確保するため、代理店方式の活用の更なる推進等、自己改革の実施状況について確認を行う。

(3) 漁業改革

- ・ 漁業法改正関連政省令等の整備

来年中に予定されている改正後の漁業法等の施行に向け、許可漁業にかかる許可基準、漁業権について免許の申請が複数ある場合の免許基準等の整備状況、資源管理に向けたロードマップや漁場マップの策定に向けた取組状況等について確認を行う。

- ・ 漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化

改正水協法により沿岸漁場管理等の公的な役割を担うことが明確化された漁協のコンプライアンス、ガバナンス両面における透明性の向上に向け、漁協の全ての収入内容、全ての支出内容、役職員数等、漁協の経営状況等についての実態調査、漁協の経営に関するKPIの設定、漁協による組合員の資格審査の実態調査等の実施状況について確認を行う。

- ・ 水産物・漁業生産資材の流通総点検

水産物・漁業生産資材の不適正な取引を防止するため、取引適正化のためのガ

イドラインや自主行動計画を策定するとともに、養殖生産の需要家からの受託等養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルの推進状況について確認を行う。

- ・漁獲証明制度の創設

資源管理の徹底とIUU（違法・無報告・無規制）漁業の撲滅を図るとともに輸出を促進するため、漁獲証明制度の創設状況とともに、トレーサビリティ制度の準備状況について確認を行う。

- ・海技士の乗組み基準の見直し

近海（100海里以内）を操業する中規模（総トン数20t以上長さ24m未満）の漁船について、小型船舶操縦士1名の乗組みによる航行を可能とする旨の法令改正の実施状況を始め、必要な措置の実施状況について確認を行う。

- ・魚病対策の迅速化に向けた取組

養殖業において新たな疾病に迅速に対応できるよう、魚病に詳しい獣医師体制の量的拡充、オンライン診療等によって魚病対策の充実化と迅速化を可能とする体制の構築状況について確認を行う。

（4）スマート農業

- ・農業用ドローンの携帯電話の電波利用に関する規制の見直し

携帯電話を搭載したドローンの飛行に当たりユーザーが携帯電話事業者を通じて申請する実用化試験局免許に係る手続簡易化、総務省は介入せず携帯電話事業者のみによって運用を行う実用局制度の在り方等に関する定期的な議論の状況について確認を行う。

- ・高機能農機や除雪機の活用を阻む規制の見直し

農機や除雪機を牽引したトラクターが公道の走行が可能となるよう、必要な基準の明確化及び周知等について、確認を行う。

（5）農地利用

- ・農地利用の促進に係る規制の見直し

農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話合いのコーディネーターとして積極的に参加することを確保する等、地域における農業者等による協議の場の実質化の状況について確認を行う。

- ・ 底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱い
過去に農地を転用してコンクリート敷きの農業用ハウス等の施設を設置した際の施設用地に係る税制上の取扱いについて確認する。

(6) その他

- ・ 肥料取締法に基づく規制の見直し
肥料取締法の抜本改正を踏まえ、原料表示における括弧内の記載方法について重量順の表示の在り方を含め記載の簡素化に向けた保証票の見直しの内容、登録・届出等の電子化等の手続合理化の実施状況などについて確認を行う。
- ・ 畜舎に関する規制の見直し
市街地から離れて建設される畜舎等を建築基準法の適用対象から除外する特別法の検討状況や内容について確認を行う。
- ・ 農作物栽培施設に係る立地規制の見直し
日本建築行政会議における農作物栽培施設に関する用途規制に係る許可の考え方及び工場としての扱いの考え方についての検討状況について確認を行う。